

# 岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和7年11月19日
-----	------------

変更日	
-----	--

## 1 計画の基本的な事項

### (1) 基礎情報

#### ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	岡崎市、西尾市、幸田町						
地域内総人口（人）	593,346						
地域総面積（km <sup>2</sup> ）	605.14						
地域の要件	人口	面積					
離島、豪雪、山村、半島、過疎地域に該当がある市町村名	—						
地域の要件がその他の場合は具体的に記載	—						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立（予定）年月日）	—						
組合を構成する市町村	—						
組合設立に関する、今後の見通し	—						

#### イ. 計画期間

開始年月日	令和8年4月1日
終了年月日	令和13年3月31日
計画期間※	5年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

<p>愛知県は、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～平成29年度）」、令和3年11月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、岡崎市、西尾市及び幸田町は「岡崎西尾ブロック」に位置付けている。                  岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町は、岡崎西尾ブロックの協議会を定期的に開催しており、ごみ処理の広域化・施設の集約化を進めている。                  平成23年度には、岡崎市が新たな岡崎市中央クリーンセンターを整備し、岡崎市八帖クリーンセンター2号炉と岡崎市中央クリーンセンター旧ごみ焼却施設の統合を行い、岡崎市及び幸田町のごみ処理を行っている。                  また、更なるごみ処理施設の集約化を目指し、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉と西尾市クリーンセンターごみ焼却施設を統合すべく、新しい広域ごみ処理施設の令和12年度の供用開始を目指して整備事業を進めているところである。平成30年度から令和元年度にかけて用地選定を行い、西尾市クリーンセンターの敷地内に、西尾市が主体となって新しい広域ごみ処理施設の整備を行うことが決定している。このことから、令和2年6月に西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議を新たに設置し、西尾市が主体となって岡崎市及び幸田町と連携を図り、必要な事項の検討・調整を進めている。</p>	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	岡崎市、幸田町
	実施年度	岡崎市（令和5年度）、幸田町（令和5年度）
	実施方法	④市町村・品目により異なる（詳細は下記に記載）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	岡崎市：②環境省の認定（プラ法33条のルート） 幸田町：①日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート）
実施予定の場合	予定地域	西尾市
	予定年度	令和8年度予定
	予定方法	①日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	—
実施しない（予定）地域		—
プラ要件化対象事業の実施		—
備考		—

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化導入状況	②一部の構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	—
未導入の構成市町村名	岡崎市、西尾市
有料化導入に向けた 検討状況 ※全ての構成市町村で導入 済の場合は記載不要	岡崎市においては、将来的なごみ排出量、ごみ処理原価の推移など財政面の状況、他自治体の導入事例等を引き続き研究し、有料化の検討を進める。 西尾市においては、更なるごみの減量化・資源化を推進するため、他市の動向も踏まえて生活系ごみ処理の有料化について検討を進める。

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	岡崎市（岡崎市災害廃棄物処理計画）、西尾市（西尾市災害廃棄物処理計画）、幸田町（幸田町災害廃棄物処理計画）
未策定の構成市（策定予定時期）	—
備考	—

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

### （1）一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	目標	
		令和6年度	令和13年度	現状比
①総人口（人）		593,346	600,081	1.1%
排出量	②事業系ごみ排出量（トン）	48,397	46,939	-3.0%
	③生活系ごみ排出量（トン）	124,253	145,342	17.0%
	④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	494	575	16.4%
	その他排出量（トン）	4,299	5,532	28.7%
	⑤総排出量（トン）	176,949	197,813	11.8%
	⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	817	901	10.3%
再生利用量	⑦総資源化量（トン）	32,690	50,401	54.2%
	総排出量に占める総資源化量の割合	18%	25%	
最終処分量	⑧埋立最終処分量（トン）	11,020	7,955	-27.8%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	6%	4%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWh）	60,450	83,232	
	年間の熱利用量（GJ）	160,482	98,009	
特記事項	・その他排出量には集団回収量を含む。 ・各焼却施設では温水の場内利用を行っており、さらに、西尾市クリーンセンターでは、隣接する余熱利用施設に温水供給を行っている。			

※ 別添資料として①～⑧に関する過去及び将来推計のトレンドグラフを添付する。

《用語の定義》 下記のとおり表1で用いる用語の定義を行う。

②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕  
 ※事業系・生活系それぞれで記載。

④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系ごみ排出量－生活系資源ごみの量）\*10<sup>6</sup>/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕

⑤総排出量：②+③+その他排出量の和〔単位：トン〕

⑥1人1日当たりの排出量：⑤\*10<sup>6</sup>/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量+生活系の資源ごみの量+集団回収量等の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

予測・目標における数値のうち、②③④が増加予測となるものがある場合はその理由を記載

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

将来のごみ排出量の目標値は、令和3年度に策定した「西尾市一般廃棄物処理基本計画」で整理されているごみ量推計（施策実施）を基にし、新たな資源化施策（製品プラスチック、木くず）による影響を見込んだ数値としている。



(3) 各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標

岡崎市		現状	目標	
		令和6年度	令和13年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量 (トン)	33,504	26,772	-20.1%
	生活系ごみ排出量 (トン)	75,911	90,887	19.7%
	その他排出量 (トン)	2,643	2,661	0.7%
	総排出量 (トン)	112,058	120,320	7.4%
再生利用量	総資源化量 (トン)	20,220	29,708	46.9%
	総排出量に占める総資源化量の割合	18%	25%	/
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	4,819	4,864	0.9%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	4%	4%	/

西尾市		現状	目標	
		令和6年度	令和13年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量 (トン)	13,149	18,160	38.1%
	生活系ごみ排出量 (トン)	40,994	46,815	14.2%
	その他排出量 (トン)	1,342	1,837	36.9%
	総排出量 (トン)	55,485	66,812	20.4%
再生利用量	総資源化量 (トン)	9,885	17,288	74.9%
	総排出量に占める総資源化量の割合	18%	26%	/
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	5,824	2,689	-53.8%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	10%	4%	/

幸田町		現状	目標	
		令和6年度	令和13年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量 (トン)	1,744	2,007	15.1%
	生活系ごみ排出量 (トン)	7,348	7,640	4.0%
	その他排出量 (トン)	314	1,034	229.3%
	総排出量 (トン)	9,406	10,681	13.6%
再生利用量	総資源化量 (トン)	2,585	3,405	31.7%
	総排出量に占める総資源化量の割合	27%	32%	/
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	377	402	6.6%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	4%	4%	/

### 3-1 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）（岡崎市）

#### (1) 処理体制

##### ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2-1のとおりである。  
家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（空き缶、空きびん、紙類、ペットボトル、プラスチック類）、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光灯、乾電池等）、発火性危険ごみ（ライター、スプレー缶等）に分別される。  
可燃ごみ、可燃性粗大ごみについては、八帖クリーンセンターで焼却処理、もしくは岡崎市中央クリーンセンターでは溶融処理を行う。岡崎市中央クリーンセンターの溶融処理においては、溶融スラグを有効利用することで最終処分量の削減に取り組んでいる。  
不燃ごみ、不燃性粗大ごみについては、岡崎市廃棄物再生利用施設で手選別したのち、金属類（鉄、アルミ等）、使用済小型家電を資源物として売却している。可燃残さは溶融処理、不燃残さは埋立処分をしている。  
その他の資源物（空き缶、空きびん、紙類、ペットボトル、プラスチック類）、及び有害ごみ、発火性危険ごみについては、回収後、中間処理をするなどし、資源化を図っている。なお、令和6年1月からはプラスチック製容器包装及びプラスチック製品（可燃ごみ）がプラスチック類、紙製容器包装及び紙くず（可燃ごみ）が紙類に変更している。  
このほか、資源物として、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック）、古着等を集団回収・拠点回収により回収し資源化しており、また、稲熊町拠点回収所において、平成25年1月から使用済小型家電の回収、及び平成27年4月からは廃食用油の回収を行っている。  
また、高齢者や障がい者等でごみ出しが困難な方を対象とした戸別収集（さわやか収集制度）を実施している。  
ごみ処理広域化の施設で焼却処理を実施する計画となっているため、広域化施設が稼働開始するまでは、既存の施設で処理を継続する。廃棄物再生利用施設についても現在のリサイクルプラザ、資源化施設で処理を継続する。  
今後もこの処理体制を継続し、適正処理及び循環型社会形成を推進する。

##### イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業所から排出されるごみのうち一般廃棄物は、排出者自身の直接搬入を認めているほか、平成9年度から事業系ごみの収集運搬業許可を導入し、平成10年度から許可業者による収集、運搬を開始している。  
また、平成15年度から事業系ごみの増加を抑制するため、古紙類の搬入規制を実施している。  
なお、剪定枝等については、焼却処理を行わず分別保管し、民間事業者での資源化を図る。  
今後も発生抑制、経済状況等の観点から処理手数料の見直しを検討するとともに、ごみの減量・分別・リサイクル等の事業者啓発、資源回収業者の紹介・斡旋、事業系ごみの排出抑制・資源化を推進していく。

##### ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、処理の必要性を加味して、あわせ産廃として処理を検討する。

#### (2) 処理施設等の整備

上記(1)の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。また、参考として現有施設の一覧を表5で示す。

### 3-2 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）（西尾市）

#### （1）処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後
<p>分別区分及び処理方法については、表2-2のとおりである。                  分別区分は、現状では西尾地区と旧三町地区（一色地区・吉良地区・幡豆地区）とで一部異なっている。                  家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ（埋立ごみ含む）、資源物（プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かま・スプレー缶、小型家電、白色トレイ、廃食用油、剪定枝等、乾電池・蛍光管）、粗大ごみについては共通の分別区分である。                  可燃ごみについては、西尾市クリーンセンター焼却施設で焼却処理を行い、焼却灰は西尾市平原地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区の各一般廃棄物最終処分場及びアセック（公益財団法人愛知臨海環境整備センター）に埋め立て処分をしている。                  剪定枝等については、焼却処理を行わず分別保管し、民間事業者での資源化を行っている。                  資源物のうちプラスチック製容器包装は、西尾市クリーンセンター廃プラスチック減容処理施設で、ペットボトルは、西尾市クリーンセンターリサイクル施設にて選別、圧縮を行い、容器包装リサイクル協会を通じて資源化している。その他の資源物は、委託資源化を行っている。                  乾電池及び蛍光管については収集、一時保管し、公益社団法人全国都市清掃会議の指定委託先へ運搬し、処理している。                  粗大ごみは西尾市クリーンセンターリサイクル施設で破碎・選別を行い、可燃残さ及び不燃残さは焼却施設で処理、金属類は委託資源化を行っている。西尾地区の不燃ごみ及び旧三町地区のその他金属製品についても、同様に処理している。                  旧三町地区の埋立ごみは、それぞれの地区の最終処分場（一色地区、吉良地区、幡豆地区）に埋め立て処分をしている。                  このほか、資源物として、空き缶、空きびん、紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ）、布類を集団回収・拠点回収により回収し資源化している。                  また、高齢者や障がい者等でごみ出しが困難な方を対象とした戸別収集（にこやか収集）を実施している。                  今後もこの処理体制を継続し、適正処理及び循環型社会形成を推進する。</p>
イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後
<p>事業所から排出されるごみのうち一般廃棄物は、排出者自身の直接搬入のほか、許可業者による収集、運搬が行われ生活系ごみと同様に処理を行っている。                  剪定枝等については、焼却処理を行わず分別保管し、民間事業者での資源化を行っている。また、事業系ごみの増加を抑制するため、平成18年4月より紙類の搬入規制を行っている。                  今後も発生抑制、経済状況等の観点から処理手数料の見直しの検討を含め、ごみの減量・分別・リサイクルの啓発、事業系ごみの排出抑制・資源化を進める。</p>
ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後
<p>産業廃棄物（あわせ産廃）の処理は行わない。</p>

#### （2）処理施設等の整備

<p>上記（1）の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。また、参考として現有施設の一覧を表5で示す。</p>
--

### 3-3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）（幸田町）

#### （1）処理体制

##### ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2-3のとおりである。  
家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（生きびん、その他びん、飲食用缶、ペットボトル、プラスチック類、ミックスペーパー、その他のアルミ、その他金属、古紙、古着、小型家電、使用済み食用油、生ごみ（一部））、有害・危険ごみ（スプレー缶、蛍光灯管、電池類）、粗大ごみに分別される。  
可燃ごみ、可燃性粗大ごみについては、岡崎市中心クリーンセンターで溶融処理を行う。岡崎市中心クリーンセンターの溶融処理においては、溶融スラグを有効利用することで最終処分量の削減に取り組んでいる。  
不燃ごみ、不燃性粗大ごみについては、手選別したのち、金属類（鉄、アルミ等）、使用済み小型家電を資源物として売却している。可燃残さは溶融処理、不燃残さは埋立処分をしている。  
可燃性粗大ごみのうち木製粗大ごみの一部と太い剪定枝は、令和2年度より民間業者に委託資源化しており、バイオマス発電所の熱源として利用されている。  
資源物及び有害・危険ごみについては、回収後、中間処理をするなどし、資源化を図っている。このほか、資源物として、古紙（新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック）、古着等を集団回収・拠点回収により回収し資源化しており、小型家電についても資源化を図るとともに、使用済み食用油の回収も行っている。  
今後もこの処理体制を継続し、適正処理及び循環型社会形成を推進する。

##### イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業所から排出されるごみのうち一般廃棄物は、事業系ごみの収集運搬許可業者による収集、運搬を実施している。  
今後も発生抑制、経済状況等の観点から処理手数料の見直しを検討するとともに、ごみの減量・分別・リサイクル等の事業者啓発、資源回収業者の紹介などにより事業系ごみの排出抑制・資源化を推進する。

##### ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物（あわせ産廃）の処理を行わない。

#### （2）処理施設等の整備

—

表2-1 岡崎西尾地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（岡崎市）

現 状（令和6年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理		二次処理
可燃ごみ	焼却・溶融	岡崎市中央 クリーンセンター	【ごみ処理灰】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【スラグ・メタル】 売却	
		岡崎市八帖 クリーンセンター	【主灰・飛灰】 岡崎市中央クリーンセンター（溶融）	
不燃ごみ	選別	岡崎市廃棄物再生利用施設	【選別後可燃物】 岡崎市中央クリーンセンター（溶融） 【選別後不燃物】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却	
粗大ごみ	破碎・選別	岡崎市中央クリーンセンター・岡崎 市廃棄物再生利用施設	【可燃残さ】 中央クリーンセンター（溶融） 【不燃残さ】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却	
資源物	紙類	リサイクル	委託	—
	ペットボトル	選別・破碎	岡崎市廃棄物再生利用施設（選別）	岡崎市廃棄物再生利用施設（破碎） 委託
	プラスチック類	リサイクル	委託	—
	空き缶	選抜・圧縮	売却	—
	空きびん	選別・破碎	岡崎市廃棄物再生利用施設	売却
発火性危険ごみ	リサイクル	【スプレー缶】 岡崎市廃棄物再生利用施設	売却	
	選別等	【ライター】 委託	岡崎市中央クリーンセンター（溶融）	
有害ごみ	適正処理	委託	—	
資源物	古紙類	リサイクル	売却	—
	古着		—	—
	小型家電	委託	—	—
集団回収	リサイクル	—	—	



今 後（令和13年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理		二次処理
可燃ごみ	焼却・溶解	岡崎市中央 クリーンセンター	【ごみ処理灰】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【スラグ・メタル】 売却	
		西尾市クリーンセンター （広域ごみ処理施設）	【主灰・飛灰】 岡崎市中央クリーンセンター（溶融）	
不燃ごみ	選別	岡崎市廃棄物再生利用施設	【選別後可燃物】 岡崎市中央クリーンセンター（溶融） 【選別後不燃物】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却	
粗大ごみ	破碎・選別	岡崎市中央クリーンセンター・岡崎 市廃棄物再生利用施設	【可燃残さ】 中央クリーンセンター（溶融） 【不燃残さ】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却	
資源物	紙類	リサイクル	委託	—
	ペットボトル	選別・破碎	岡崎市廃棄物再生利用施設（選別）	岡崎市廃棄物再生利用施設（破碎） 委託
	プラスチック類	リサイクル	委託	—
	空き缶	リサイクル	売却	—
	空きびん	選別・破碎	岡崎市廃棄物再生利用施設	売却
発火性危険ごみ	リサイクル	【スプレー缶】 岡崎市廃棄物再生利用施設	売却	
	選別等	【ライター】 委託	岡崎市中央クリーンセンター（溶融）	
有害ごみ	適正処理	委託	—	
資源物	古紙類	リサイクル	売却	—
	古着		—	—
	小型家電	委託	—	—
集団回収	リサイクル	—	—	

表2-2 岡崎西尾地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（西尾市）

現 状（令和6年度）									
西尾市（西尾地区）				西尾市（一色地区、吉良地区、幡豆地区）					
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分	処理方法	処理施設等			
		一次処理	二次処理			一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	西尾市 クリーンセンター (焼却施設)	【焼却灰】 アセック（公益財団 法人愛知臨海環境整 備センター） 【焼却灰】 西尾市一般廃棄物最 終処分場	可燃ごみ	焼却	西尾市 クリーンセンター (焼却施設)	【焼却灰】 アセック（公益財団 法人愛知臨海環境整 備センター） 【焼却灰】 西尾市一般廃棄物最 終処分場		
不燃ごみ	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【資源物】 委託	—	—	—	—		
—	—	—	—	埋立ごみ	埋立	西尾市一般廃棄物最 終処分場	—		
—	—	—	—	その他金属製品	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託		
資源物	プラスチック 製容器包装	選別・圧縮	西尾市 クリーンセンター (廃プラスチック 減容処理施設)	委託	資源物	プラスチック 製容器包装	選別・圧縮	西尾市 クリーンセンター (廃プラスチック 減容処理施設)	委託
	ペットボトル	圧縮・梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	—		ペットボトル	圧縮・梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	—
	空き缶	リサイクル	委託	—		空き缶	リサイクル	委託	—
	空きびん								
	紙類								
	布類								
	なべ・かま・ スプレー缶								
	小型家電								
	白色トレイ								
	腐食用油								
剪定枝等									
乾電池・ 蛍光灯	一時保管	西尾市 クリーンセンター (ストックヤード)	委託	乾電池・ 蛍光灯	一時保管	西尾市 クリーンセンター (ストックヤード)	委託		
粗大ごみ	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託	粗大ごみ	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託		
集団回収	リサイクル	委託	—	集団回収	リサイクル	委託	—		



今 後（令和13年度）							
分別区分		処理方法	処理施設等				
西尾市 (西尾地区)	西尾市 (一色地区、吉良地 区、幡豆地区)		一次処理	二次処理			
可燃ごみ	可燃ごみ	焼却	西尾市 クリーンセンター (広域ごみ処理施設)	【飛灰】 西尾市一般廃棄物最 終処分場 【主灰】 岡崎中央クリーン センター			
不燃ごみ	—	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (広域ごみ処理施設) 【資源物】 委託			
—	埋立ごみ	埋立	西尾市一般廃棄物最 終処分場	—			
—	その他金属製品	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (広域ごみ処理施設) 【金属類】 委託			
資源物	プラスチック 類	資源物	プラスチック 類	選別・圧縮	西尾市 クリーンセンター (廃プラスチック 減容処理施設)	委託	
	ペットボトル		ペットボトル	圧縮・梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	—	
	空き缶		リサイクル	委託	—		
	空きびん						
	紙類						
	布類						
	なべ・かま・ スプレー缶						
	小型家電						
	白色トレイ						
	腐食用油						
剪定枝等							
乾電池・ 蛍光灯	一時保管	西尾市 クリーンセンター (ストックヤード)	委託	乾電池・ 蛍光灯	一時保管	西尾市 クリーンセンター (ストックヤード)	委託
粗大ごみ	粗大ごみ	破碎・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	【可燃残渣】 【不燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託			
集団回収	集団回収	リサイクル	委託	—			

表2-3 岡崎西尾地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（幸田町）

現 状（令和6年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	岡崎市中央 クリーンセンター	【ごみ処理灰】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【スラグ・メタル】 売却	
不燃ごみ	破碎・選別	委託	【陶磁器・ガラス】 幸田町一般廃棄物最終処分場	
資源物	リサイクル	委託	—	
				生きびん
				その他びん
				飲食用缶
				ペットボトル
				プラスチック類
				ミックスペーパー
				その他のアルミ
				その他金属
				古紙
				古着
				小型家電
				使用済み食用油
				生ごみ（一部）
有害・危険ごみ	リサイクル	委託	—	
				スプレー缶
				蛍光管
乾電池				
粗大ごみ	破碎・選別	岡崎市中央クリーンセンター・岡崎市廃棄物再生利用施設	【可燃残渣】 中央クリーンセンター（溶融） 【不燃残渣】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却	
			【金属類、木製粗大ごみ、剪定枝】 委託	—
集団回収	リサイクル	—	—	



今 後（令和13年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	岡崎市中央 クリーンセンター 西尾市クリーンセンター （広域ごみ処理施設）	【ごみ処理灰】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【スラグ・メタル】 売却	
不燃ごみ	破碎・選別	委託	【陶磁器・ガラス】 幸田町一般廃棄物最終処分場	
資源物	リサイクル	委託	—	
				生きびん
				その他びん
				飲食用缶
				ペットボトル
				プラスチック類
				ミックスペーパー
				その他のアルミ
				その他金属
				古紙
				古着
				小型家電
				使用済み食用油
				生ごみ（一部）
有害・危険ごみ	リサイクル	委託	—	
				スプレー缶
				蛍光管
乾電池				
粗大ごみ	破碎・選別	岡崎市中央クリーンセンター・岡崎市廃棄物再生利用施設	【可燃残渣】 中央クリーンセンター（溶融） 【不燃残渣】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却	
			【金属類、木製粗大ごみ、剪定枝】 委託	—
集団回収	リサイクル	—	—	

表3-A マテリアルリサイクル推進等のための整備事業

事業番号	3				
施設名称	リサイクルセンター (未定)				
事業主体	岡崎市				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	リサイクルプラザの設備の老朽更新に伴い、ごみ減量、リサイクル率向上、経費削減を図るため				
施設種別	リサイクルセンター				
処理方式	未定				
処理能力(単位)	—				
事業期間	R11～R18				
竣工(事業完了)予定年月	R18				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	岡崎市高隆寺町字阿世保5				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水想定なし				
浸水対策	—				
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
国土強靱化地域計画(計画の名称)	岡崎市地域強靱化計画				
プラ要件化の経過措置の適用	—				
プラ施設整備事業	—				
CO2削減率 ※改良事業の場合	—				
スラグの利用計画 ※灰溶融施設を整備する場合	—				
ストック対象物 ※ストックヤードを整備する場合	未定				
要綱第5の2による交付をうける予定の場合は、施設減少数と対象市町村増加数の合計 ※以下の項目を記載					
本施設整備にあたり廃止する施設(処理対象市町村名)					
広域化・集約化後の処理対象市町村数(処理対象市町村名)					
備考	リサイクルプラザ(旧中央クリーンセンター)解体と一体として整備				

表3-C エネルギー回収等のための整備事業

事業番号	1	2			
施設名称	広域ごみ処理施設	中央クリーンセンター			
事業主体	西尾市	岡崎市			
工種	新設工事	改良（改造）工事			
事業目的 （新設・改良等の理由）	岡崎西尾地域における、可燃ごみ広域処理のため	改良による施設延命のため			
施設種別	ごみ焼却施設（エネルギー回収あり）	ごみ焼却施設（エネルギー回収あり）			
型式及び処理方式	連続式焼却炉 または溶融炉	シャフト式 ガス化溶融炉			
処理能力（単位）	266（t/日）	380（t/日）			
事業期間	R6, R8～R12	R7～R13			
竣工（事業完了）予定年月	R12.6	R14.3			
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	西尾市吉良町岡山大岩山65	岡崎市坂田町字西流石2-1			
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深3m～5m	浸水想定なし			
浸水対策	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体への処理を依頼する。	—			
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
国土強靱化計画への記載 （計画の名称）	西尾市国土強靱化地域計画	岡崎市地域強靱化計画			
プラ要件化の経過措置	○	—			
エネルギー回収率 ※発電・熱回収がある場合	回収率20.5%	回収率20.0%			
余熱利用の計画	余熱利用施設へ熱供給	発電・熱回収			
外部供給における利活用の概要	—	—			
CO2削減率 ※改良事業の場合	—	3.0%			
燃料の利用計画 ※ごみ燃料化施設を整備する場合	—	—			
バイオガス熱利用率 ※バイオガス化施設を整備する場合	—	—			
バイオガスの利用計画 ※バイオガス化施設を整備する場合	—	—			

事業番号	1	2			
施設名称	広域ごみ処理施設	中央クリーンセンター			
エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は下記を記載					
計画1人1日平均排出量 (g)	719g	579g			
計画収集人口 (人)	175,591人	381,893人			
計画直接搬入量 (t/日)	49.53t	.00t			
計画年間日平均処理量 (t/日)	176t/日	221t/日	t/日	t/日	t/日
通知に基づく施設規模 <small>(計画1人1日平均排出量×計画収集人口 +計画直接搬入量)÷実稼働率</small>	221t/日	278t/日	t/日	t/日	t/日
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無	○				
災害廃棄物処理量 (見込み%)	10%				
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	243t/日	278t/日	t/日	t/日	t/日
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合	④その他(備考に記載)	④その他(備考に記載)			
要綱第5の2による交付をうける予定の場合は、施設減少数と構成市町村増加数の合計 (下記にその詳細を記載)					
本施設整備にあたり廃止する施設 (対象市町村)					
広域化・集約化後の構成市町村数 (対象市町村)					
備考	この通知の対象外	基幹的設備改良			

表4 施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	①				
関連する本体事業の番号	3				
事業名	施設整備に関する計画支援事業				
事業主体	岡崎市				
事業目的	リサイクルプラザの設備の老朽更新に伴い、ごみ減量、リサイクル率向上、経費削減を図るため				
事業概要	施設整備基本計画の策定等				
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
プラ要件の経過措置	-				
プラ施設整備事業	-				
備考					

表5 現有施設一覧（1）

施設種別	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	ストックヤード	ストックヤード
施設名	八帖クリーンセンター1号炉	八帖クリーンセンター2号炉	中央クリーンセンター	リサイクルプラザ (旧中央クリーンセンター)	西尾市クリーンセンター	西尾市使用済乾電池・廃蛍光管ストックヤード	西尾市一色地区資源ごみ（ビン）保管施設
施設所有主体	岡崎市	岡崎市	岡崎市	岡崎市	西尾市	西尾市	西尾市
型式及び処理方式	全連続式焼却炉	全連続式焼却炉	シャフト式ガス化溶融炉	全連続焼却炉	全連続式焼却炉	一時保管	一時保管
処理能力（単位）	100（t/日）	150（t/日）	380（t/日） (190 t/日×2炉)	240（t/日） (120 t/日×2炉)	195（t/日） (65 t/日×3炉)	256（㎡）	110（㎡）
エネルギー回収の有無	有	無	有	無	有	無	無
竣工年月	H8.2	S48.5	H23.6	H元.4	H12.4	H23.3	H7.4
廃止又は休止（予定）年月	R12予定	H23.3休止	—	H23.3休止	R12予定	—	—
施設所在地	岡崎市八帖南町字立島2番地1	岡崎市八帖南町字立島2番地1	岡崎市坂田町字西流石2番地1	岡崎市高隆寺町字阿世保5番地	西尾市吉良町岡山大岩山65番地	西尾市善明町山田12番地	西尾市一色町細川四ノ割1番地
想定される浸水深	浸水深3m～5m	浸水深3m～5m	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水深3m～5m	浸水想定なし	浸水深3m～5m
浸水対策	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	—	—	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	—	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件				跡地利用の解体	跡地利用の解体		
焼却施設解体事業着手（予定）年月				R14	R14		
完了（予定）年月				R16	R17		
解体に関する新設事業番号 ※表3の事業番号				3	1		
備考							

表5 現有施設一覧(2)

施設種別	リサイクルセンター	リサイクルセンター	最終処分場	最終処分場	最終処分場	最終処分場	最終処分場
施設名	岡崎市廃棄物再生利用施設	西尾市クリーンセンター	一般廃棄物最終処分場	北部一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場(額田)	平原地区一般廃棄物最終処分場	佐久島地区一般廃棄物最終処分場
施設所有主体	岡崎市	西尾市	岡崎市	岡崎市	岡崎市	西尾市	西尾市
型式及び処理方式	破碎選別・選別圧縮	破碎選別・圧縮梱包	準好気性 サンドイッチ方式	準好気性 サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	準好気性セル方式	嫌気性 サンドイッチ方式
処理能力(単位)	70(t/日(粗大不燃))・15(t/日(缶))	42.5(t/日(不燃))、7.5(t/日(不燃粗大))・500(kg/h(ペットボトル))、8.1(t/日(プラ類))	埋立面積77,000(m <sup>2</sup> ) 埋立容量888,000(m <sup>3</sup> )	埋立面積48,190(m <sup>2</sup> ) 埋立容量399,100(m <sup>3</sup> )	埋立面積403(m <sup>2</sup> ) 埋立容量1,900(m <sup>3</sup> )	埋立面積16,800(m <sup>2</sup> ) 埋立容量146,000(m <sup>3</sup> )	埋立面積1,170(m <sup>2</sup> ) 埋立容量2,613(m <sup>3</sup> )
エネルギー回収の有無	無	無	無	無	無	無	無
竣工年月	H7.9・H7.9	H12.4、H12.4・H12.4、H18.4	S61.1	H16.3	H16.4	H8.4	H2.4
廃止又は休止(予定)年月	—	—	H19.7埋立終了	—	—	—	R2.3廃止
施設所在地	岡崎市才栗町字霧ヶ洞31番地1	西尾市吉良町岡山大岩山65番地	岡崎市才栗町字霧ヶ洞19番地4	岡崎市東阿知和町字大入1番地36	岡崎市南大須町丑ノ田12番地5	西尾市平原町花籠60番地1	西尾市一色町佐久間後口79番地
想定される浸水深	浸水想定なし	浸水深3m~5m	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水想定なし	—
浸水対策	—	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	—	—	—	—	—
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件							
廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月							
解体に関連する新設事業番号 ※表3の事業番号							
備考							

表5 現有施設一覧(3)

施設種別	最終処分場	最終処分場	最終処分場	最終処分場	し尿処理施設	し尿処理施設	
施設名	一色地区一般廃棄物最終処分場	吉良地区一般廃棄物最終処分場	幡豆地区一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場	八帖クリーンセンター	西尾市浄化センター	
施設所有主体	西尾市	西尾市	西尾市	幸田町	岡崎市	西尾市	
型式及び処理方式	準好気性 サンドイッチ方式	準好気性 サンドイッチ方式	準好気性 サンドイッチ方式	サンドイッチ +セル方式	標準脱窒素処理方式+高度処理	直接脱水処理方式+下水道放流	
処理能力(単位)	埋立面積10,000(m <sup>2</sup> ) 埋立容量49,000(m <sup>3</sup> )	埋立面積9,400(m <sup>2</sup> ) 埋立容量46,500(m <sup>3</sup> )	埋立面積7,100(m <sup>2</sup> ) 埋立容量38,824(m <sup>3</sup> )	埋立面積2,300(m <sup>2</sup> ) 埋立容量4,000(m <sup>3</sup> )	320(kL/日)	154(kL/日)	
エネルギー回収の有無	無	無	無	無	無	無	
竣工年月	H7.4	H3.3	H6.4	H19.4	H4.3	H6.12	
廃止又は休止(予定)年月	—	—	—	—	—	—	
施設所在地	西尾市一色町細川四ノ割1番地	西尾市吉良町饗庭二本松1番地	西尾市鳥羽町笹頭49番地1	幸田町大字六栗字大木1番地1	岡崎市八帖南町字立島2番地1	西尾市長繩町井ノ元60番地	
想定される浸水深	浸水深3m~5m	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水深3m~5m	浸水深3m~5m	
浸水対策	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	—	—	—	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	—
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件							
廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月							
解体に関連する新設事業番号 ※表3の事業番号							
備考							

## 6-1 関連するその他の施策（岡崎市）

### （1）地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

#### ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

市民、事業者に対して、発生抑制に関する周知啓発を図るため、マイバッグ持参の推奨、使い捨て商品の削減、生ごみ自家減量の普及促進、3キリ運動の推進をしていく。

環境教育、環境学習の推進・啓発としては、環境学習の充実、分かりやすい情報提供、市民参加による啓発を通じて、ごみ問題への意識を高め、ごみの排出抑制等を推進する。

リユース（再使用）の促進としては、再使用情報に関する情報提供の研究、リサイクルショップとの連携を図る。

リサイクル（再資源化）の推進としては、剪定枝の資源化の検討、家電製品の資源化の促進、資源物排出環境の整備、分別意義の啓発、事業系ごみの資源化の推進をしていく。

#### イ プラスチック資源に関する施策内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化するよう各種啓発資料で啓発・情報提供を行うとともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学等における取り組みの支援や、町内会・地域活動に出向く等、学校教育、地域活動、市民活動と連携し、各種講座、環境学習を行う。小学校や地域と連携した環境学習を行う。

令和5年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装を一括回収し、分別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡している。また、令和5年度に再商品化計画が認定され、再商品化事業者と連携し、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収及び再商品化を実施している。指定ごみ袋制は継続し、プラスチック製容器包装をプラスチック類の分別区分に変更している。

#### ウ リチウム蓄電池に関する対策

令和元年度より拠点回収所での小型充電式電池、ボタン電池回収、全ての拠点回収所での使用済小型家電の回収を開始している。

#### エ 事業系ごみに関する施策内容

事業系ごみの資源化の推進として、排出ルール・マナーの周知啓発、不法投棄対策、資源物持ち去りの監視、事業系ごみ排出ルールの周知啓発、搬入検査（展開検査）の実施を行う。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

令和7年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。

発災時には、岡崎市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を処理し、生活環境の保全に努める。また、迅速かつ計画的に処理するため、同計画に基づき、周辺の市町の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築する。

通常時でも排出される生活ごみ（避難所ごみを除く。）・事業系ごみは、原則、平常時と同様の収集・分別を行う。ただし、発災直後は、生ごみ等腐敗性のあるごみを優先的に収集し、不燃ごみや資源ごみ等は復旧の状況に応じて収集開始時期及び頻度を決定する。

生活ごみは、平常時と同様に本市処理施設で処理を行うものとする。

避難所ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、ダンボール、ペットボトル、発火性危険ごみ（有害ごみ含む）の5分別とする。

仮置き場は、担当部署が中心となって管理運営体制を決定する。

不燃物や溶融飛灰など再生利用が困難なものは本市最終処分場で埋立処分を行う。

愛知県内の市町村及び一部事務組合では「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(平成26年1月1日)」を締結しており、災害が発生した場合の要請及び応援の体制が整っている。

本市で災害が発生し、ごみ又はし尿の処理に支障が生じた時は、上記協定書に基づき近隣市町村へ応援を要請していく。

## 6-2 関連するその他の施策（西尾市）

### （1）地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

#### ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

三者連携・協働による4R（発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）再生利用（リサイクル））の促進として、資源化に対する市民の意識の向上を図り、ごみ排出量、特に家庭系ごみの排出量の発生抑制をさらに推進する。ごみ減量の意識をより高め、市民、事業者及び市が行うべき役割と行動を明確にし、効率的かつ効果的な取り組みを推進する。また、4Rを推進するための分別・収集・運搬体制の整備として、収集形態（容器、品目等）の統一、分別収集の徹底を推進している。

環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の整備としては、既存施設における適正な運転管理の継続、既存施設の運転データ等の整理と公表、エネルギー回収推進施設の整備、既存最終処分場の延命化、資源物の持ち去り及び不法投棄対策、災害廃棄物の処理を図る。

ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくりとしては、ごみ減量意識の高い人づくり、行動できる体制づくりを図る。

ごみ減量化の更なる推進としては、家庭での食品ロスの削減、外食時における食品ロスの削減、プラスチックごみの削減を促進する。

#### イ プラスチック資源に関する施策内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチックごみを削減するような活動の普及促進に努め、小学校や地域と連携した環境学習を行う。

従来よりプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集し、圧縮梱包後に指定法人に引渡している。

令和8年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収を実施する。分別区分は、プラスチック類となり、指定袋（緑色）で分別収集を実施する。

#### ウ リチウム蓄電池に関する対策

平成29年度より西尾地区の資源ステーションで小型家電の分別収集を開始している。西尾市ではバッテリーを処理していないが、取扱い販売店に相談するようごみの出し方・分け方ガイドブックで案内している。

#### エ 事業系ごみに関する施策内容

事業系ごみの排出者負担料金の定期的な見直しを検討する。

事業系ごみの資源化を推進するため、事業所から出る紙類の市処理施設への搬入規制を継続し、紙類の資源化を図る。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成29年3月に災害廃棄物処理計画を改定した。

発災後、速やかに処理体制の構築や実行計画の作成を行い、被害状況を踏まえて分別収集方針を作成するとともに、民間事業者や他市町村からの応援を含めた収集運搬体制を速やかに確保し、災害廃棄物の撤去・収集を行う。

一次仮置場候補地及び二次仮置場候補地は選定済みであり、災害廃棄物処理計画に一覧を掲載している。

災害廃棄物の処理は、本市災害廃棄物の推計を踏まえ、災害廃棄物処理計画に掲載した処理フロー図に沿って行う。災害廃棄物の種類別に、市の一般廃棄物処理施設を始め、周辺市町村や廃棄物処理業者、リサイクル業者等の処理先を確保し、迅速な処理を開始することにより、仮置場の有効活用や環境負荷の低減を図る。他市町村や民間事業者への要請が難しい場合は、県へ調整等を要請する。

愛知県内の市町村及び一部事務組合では「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(平成26年1月1日)」を締結しており、災害が発生した場合の要請及び応援の体制が整っている。

西尾市で災害が発生し、ごみ又はし尿の処理に支障が生じた時は、上記協定書に基づき近隣市町村へ応援を要請していく。

### 6-3 関連するその他の施策（幸田町）

#### （1）地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

##### ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器等による生ごみ自家減量の普及促進を図る。

「プラスチック使用製品」と「プラスチック製容器包装」の一括回収の取組により、燃やすごみに含まれる資源ごみの分別を進めることで資源化・減量化をする。

ごみ減量や食品ロスに関する積極的な情報提供や学習機会の充実などにより、町民の意識の啓発に努める。

ごみ減量活動団体の育成とごみ減量活動の活性化を図るとともに、食品ロス削減に向けたフードドライブ実施など、町民・事業者・町が一体となってごみ減量に取り組む。

家庭から排出される使用済み食用油を回収し、資源を再利用する取組として軽油の代替燃料であるBDF（バイオディーゼル燃料）やチェーンソーオイルなどにリサイクルし資源の再利用を推進する。

##### イ プラスチック資源に関する施策内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチックごみを削減するような活動の普及促進に努めるとともに、小学校や地域と連携した環境学習を行う。

令和5年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収及び再商品化を容り協ルートで実施している。分別区分は、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装を同じプラスチック類（その他プラスチック）として白色ネット袋で収集することで分別収集を実施している。

##### ウ ごみ処理手数料有料化の実施内容

町の指定ごみ袋については、条例に基づき、大1枚当たり15円、小1枚当たり10円、特小1枚当たり5円で町民に手数料として販売している。その販売額は、一般廃棄物処理事業に充当している。（ごみ袋作成については、令和7年度実績として、大1枚当たり8.14円（税込み）、小1枚当たり6.05円（税込み）、特小1枚当たり3.85円（税込み）であり、制作費から販売額を差し引くと、大1枚当たり6.86円、小1枚当たり3.95円、特小1枚当たり1.15円が差額となる。）

##### エ リチウム蓄電池に関する対策

令和5年（2023年）4月から乾電池の収集範囲を拡大し、従来の乾電池に加えてリチウム電池・ボタン電池・電子タバコなどが排出可能となり、取組を進めることで、さらなる資源化を推進する。

オ 事業系ごみに関する施策内容

年間100トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、口頭及び文書にて排出抑制を促し、その後の排出状況により事業場における事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画を作成させ、計画を実行するよう推進していく。

カ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成29年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。  
災害発生時の生活ごみは基本的に平常時の分別区分で収集し、収集・運搬委託業者や（一社）愛知県産業廃棄物協会等に協力を要請する。  
仮置場は、災害廃棄物等の発生量を推計後、必要面積を算定し、適切な候補地を選定する。その後、受入れに関する合意形成を経てから、仮置場の設置・管理・運営に入る。  
最終処分は、平常時と同様に本町の一般廃棄物最終処分場及び近隣市町村及び民間事業者との連携による処理を行う。  
愛知県内の市町村及び一部事務組合では「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(平成26年1月1日)」を締結している。また、東三河地域の市や一部事務組合とも協定を締結しており、災害が発生した場合の要請及び応援の体制が整っている。  
幸田町で災害が発生し、ごみ又はし尿の処理に支障が生じた時は、上記協定書に基づき近隣市町村へ応援を要請する。

## 7 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

岡崎市、西尾市及び幸田町は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、岡崎西尾地域各市町、愛知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

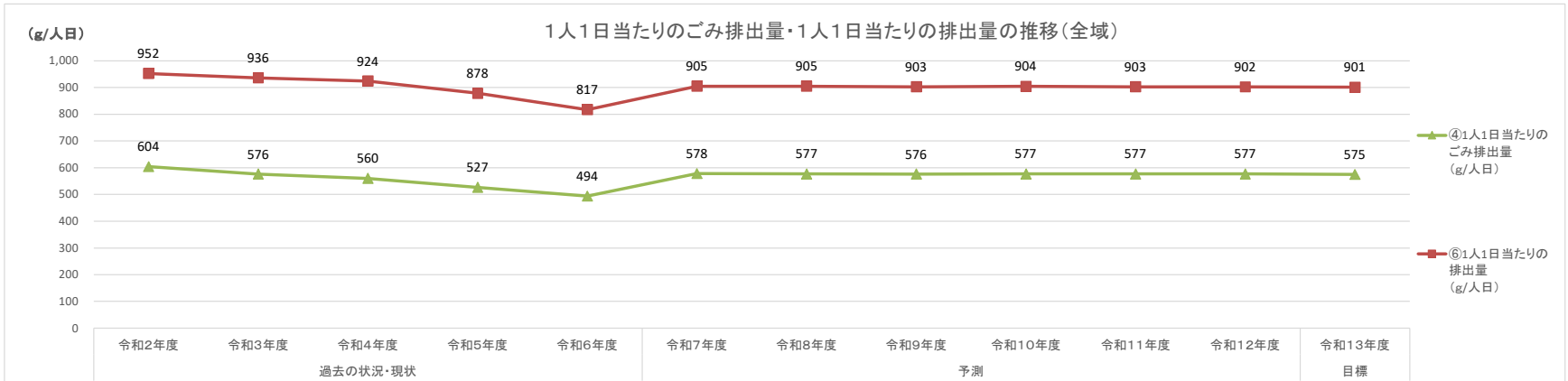
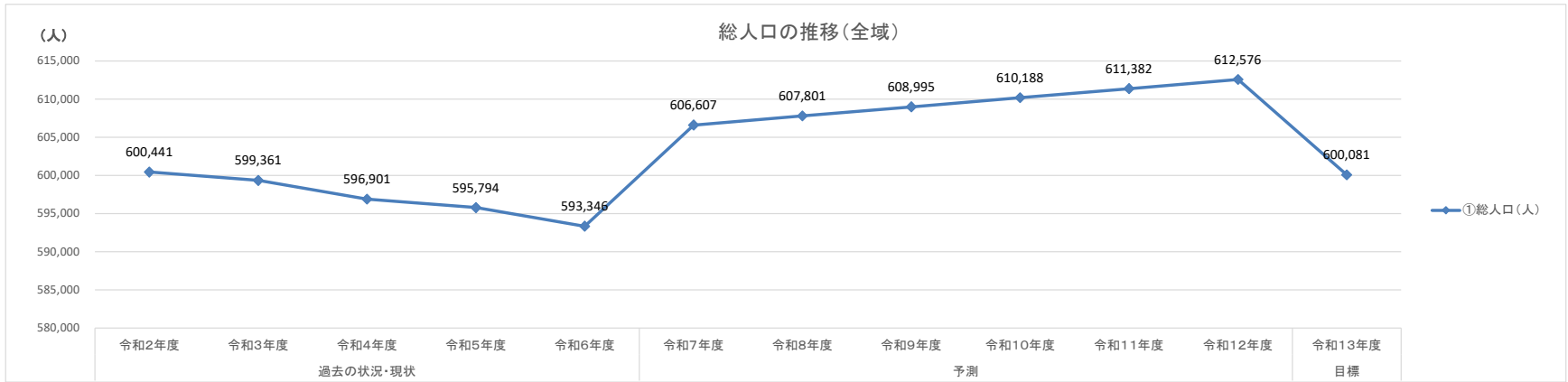
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



一般廃棄物の処理の実績と予測（全域）

指標・単位	過去の状況・現状					予測						目標
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
①総人口（人）	600,441	599,361	596,901	595,794	593,346	606,607	607,801	608,995	610,188	611,382	612,576	600,081
②事業系ごみ排出量（トン）	56,528	57,019	57,881	55,388	48,397	47,334	47,439	47,605	47,627	47,699	47,768	46,939
③生活系ごみ排出量（トン）	146,167	142,096	137,662	131,125	124,253	146,573	146,946	147,400	147,625	147,943	148,232	145,342
④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	604	576	560	527	494	578	577	576	577	577	577	575
その他排出量（トン）	5,901	5,624	5,826	4,974	4,299	6,573	6,429	6,208	5,981	5,792	5,615	5,532
⑤総排出量（トン）	208,596	204,739	201,369	191,487	176,949	200,480	200,814	201,213	201,233	201,434	201,615	197,813
⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	952	936	924	878	817	905	905	903	904	903	902	901
⑦総資源化量（トン）	38,068	36,230	35,519	35,731	32,690	45,670	46,115	46,103	46,069	46,096	51,339	50,401
⑧埋立最終処分量（トン）	14,775	14,738	13,848	14,577	11,020	13,036	12,927	12,963	12,953	12,964	8,109	7,955
生活系ごみ排出量のうち資源化量（トン）	13,896	16,128	15,635	16,212	17,304	18,597	18,862	18,954	19,043	19,151	19,286	18,975
年間日数（日）	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

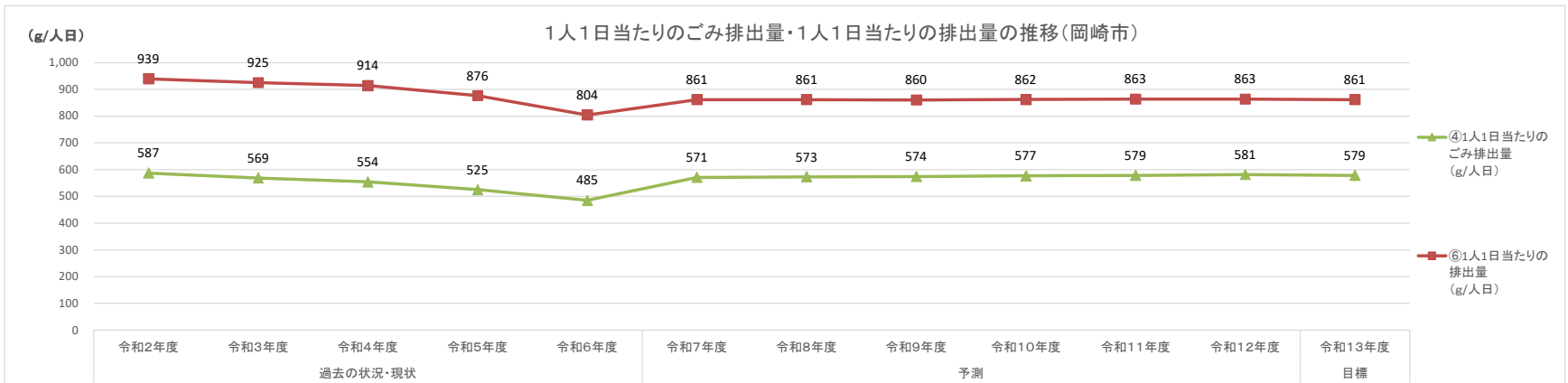
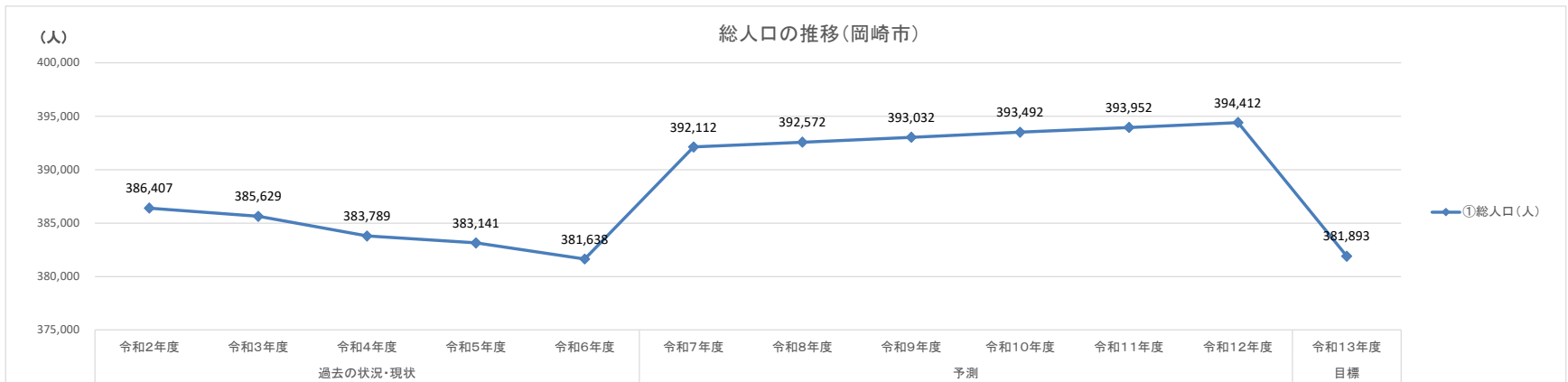




一般廃棄物の処理の実績と予測（岡崎市）

指標・単位	過去の状況・現状					予測						目標
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
①総人口（人）	386,407	385,629	383,789	383,141	381,638	392,112	392,572	393,032	393,492	393,952	394,412	381,893
②事業系ごみ排出量（トン）	37,729	38,389	39,055	38,119	33,504	27,123	27,236	27,345	27,452	27,553	27,651	26,772
③生活系ごみ排出量（トン）	90,846	88,302	85,417	81,571	75,911	92,398	92,734	93,039	93,339	93,610	93,872	90,887
④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	587	569	554	525	485	571	573	574	577	579	581	579
その他排出量（トン）	3,791	3,527	3,619	3,100	2,643	3,688	3,459	3,258	3,064	2,901	2,748	2,661
⑤総排出量（トン）	132,366	130,218	128,091	122,790	112,058	123,209	123,429	123,642	123,855	124,064	124,271	120,320
⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	939	925	914	876	804	861	861	860	862	863	863	861
⑦総資源化量（トン）	24,931	23,306	22,908	22,872	20,220	31,886	31,642	31,428	31,237	31,068	30,684	29,708
⑧埋立最終処分量（トン）	6,470	6,994	6,267	7,638	4,819	4,981	5,009	5,033	5,055	5,077	5,024	4,864
生活系ごみ排出量のうち資源化量（トン）	8,092	8,164	7,823	7,885	8,339	10,708	10,600	10,504	10,431	10,351	10,299	9,971
年間日数（日）	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366





一般廃棄物の処理の実績と予測（西尾市）

指標・単位	過去の状況・現状					予測						目標
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
①総人口（人）	171,537	171,082	170,700	170,398	169,636	172,651	173,239	173,827	174,415	175,003	175,591	175,469
②事業系ごみ排出量（トン）	17,021	16,807	17,013	15,405	13,149	18,335	18,289	18,306	18,209	18,161	18,110	18,160
③生活系ごみ排出量（トン）	47,287	45,800	44,386	42,025	40,994	46,394	46,470	46,660	46,598	46,663	46,718	46,815
④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	680	623	603	556	533	628	621	618	614	610	606	606
その他排出量（トン）	1,610	1,656	1,754	1,497	1,342	1,967	1,936	1,916	1,883	1,857	1,833	1,837
⑤総排出量（トン）	65,918	64,263	63,153	58,927	55,485	66,696	66,695	66,882	66,690	66,681	66,661	66,812
⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	1,053	1,029	1,014	945	896	1,058	1,055	1,051	1,048	1,044	1,040	1,040
⑦総資源化量（トン）	10,225	9,897	9,841	10,094	9,885	10,501	11,072	11,271	11,428	11,622	17,248	17,288
⑧埋立最終処分量（トン）	7,901	7,344	7,189	6,535	5,824	7,654	7,517	7,529	7,497	7,485	2,683	2,689
生活系ごみ排出量のうち資源化量（トン）	4,723	6,899	6,794	7,320	7,976	6,807	7,182	7,368	7,531	7,718	7,905	7,922
年間日数（日）	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

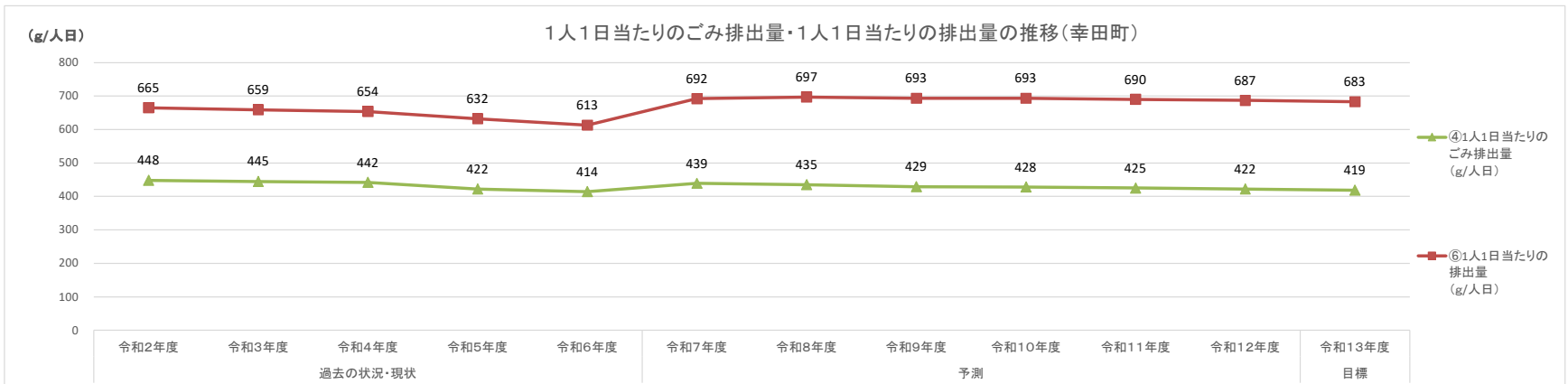
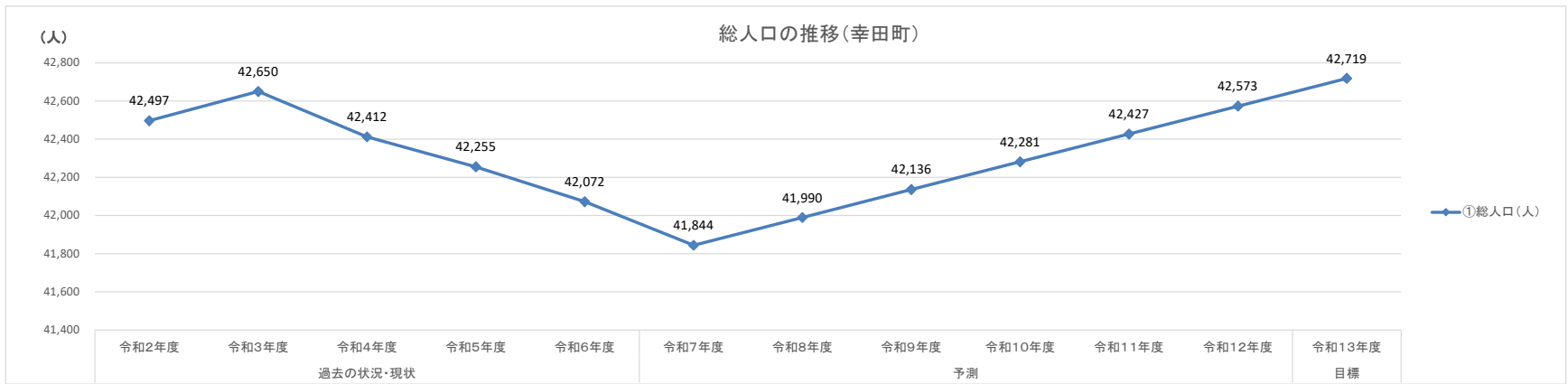




一般廃棄物の処理の実績と予測（幸田町）

指標・単位	過去の状況・現状					予測						目標
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
①総人口（人）	42,497	42,650	42,412	42,255	42,072	41,844	41,990	42,136	42,281	42,427	42,573	42,719
②事業系ごみ排出量（トン）	1,778	1,823	1,813	1,864	1,744	1,876	1,914	1,954	1,966	1,985	2,007	2,007
③生活系ごみ排出量（トン）	8,034	7,994	7,859	7,529	7,348	7,781	7,742	7,701	7,688	7,670	7,642	7,640
④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	448	445	442	422	414	439	435	429	428	425	422	419
その他排出量（トン）	500	441	453	377	314	918	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
⑤総排出量（トン）	10,312	10,258	10,125	9,770	9,406	10,575	10,690	10,689	10,688	10,689	10,683	10,681
⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	665	659	654	632	613	692	697	693	693	690	687	683
⑦総資源化量（トン）	2,912	3,027	2,770	2,765	2,585	3,283	3,401	3,404	3,404	3,406	3,407	3,405
⑧埋立最終処分量（トン）	404	400	392	404	377	401	401	401	401	402	402	402
生活系ごみ排出量のうち資源化量（トン）	1,081	1,065	1,018	1,007	989	1,082	1,080	1,082	1,081	1,082	1,082	1,082
年間日数（日）	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366





その他参考資料

(1) 対象地域図



図 対象地域図

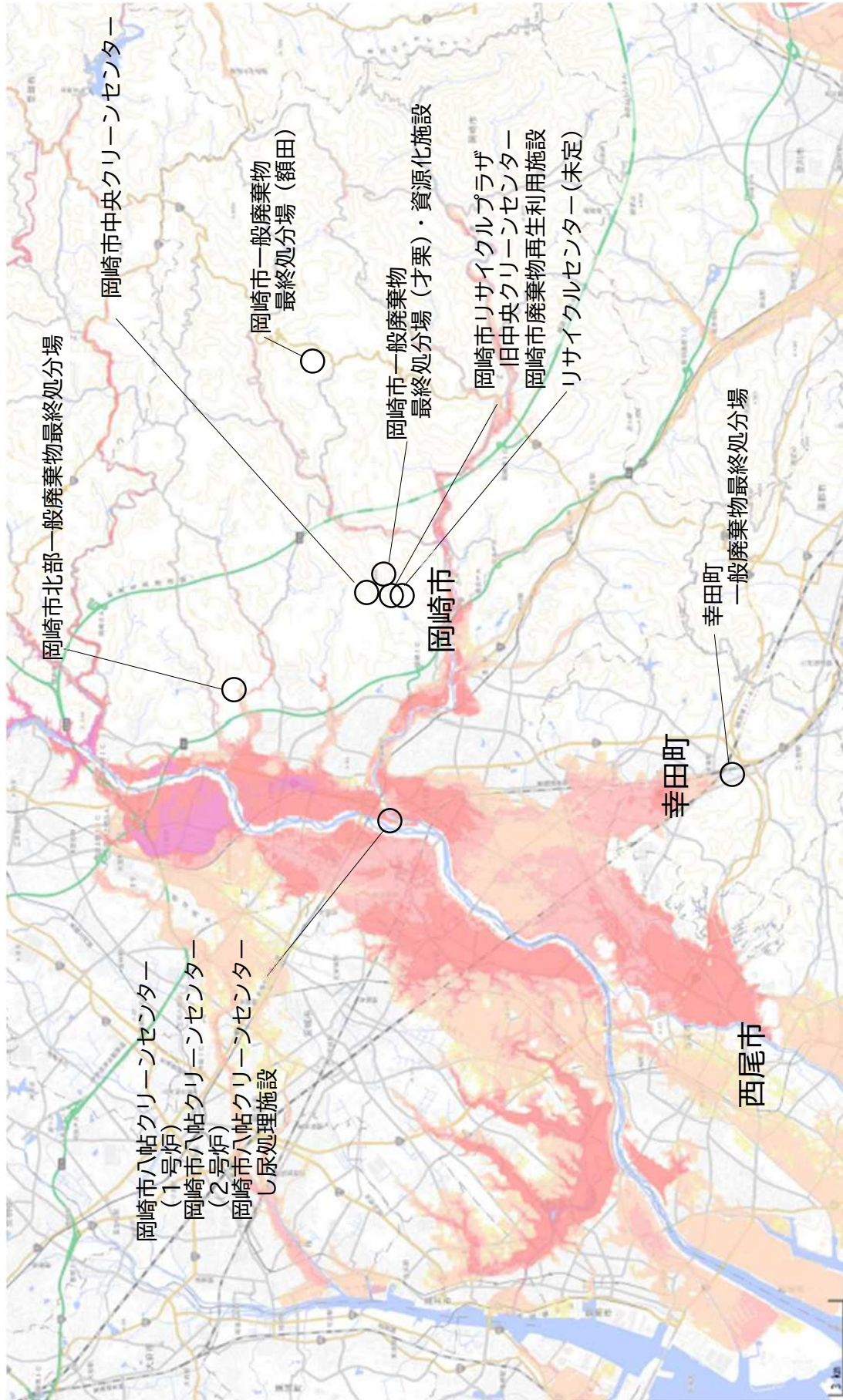
(2) 地域内の施設の現況と予定 (位置図)



図 地域内の施設の現況と予定

(3) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

岡崎西尾地域北部



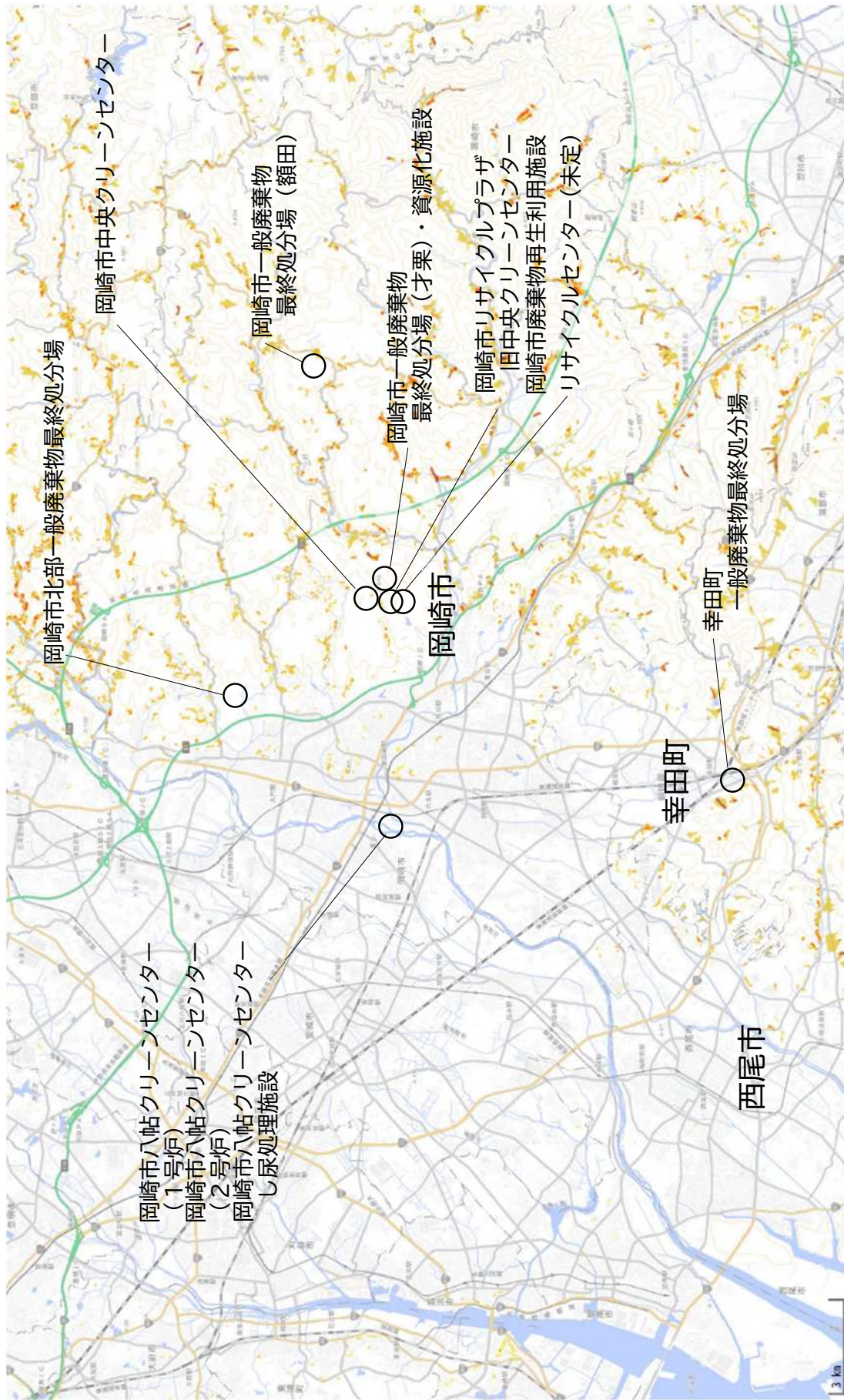
国土交通省ハザードマップポータルサイトより

洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域  
(想定最大規模)

20m ~	10m ~	5m ~	3m ~	0.5m ~	0.5m ~	0.3m ~
20m ~	10m ~	5m ~	3m ~	0.5m ~	0.5m ~	0.3m ~

岡崎西尾地域北部

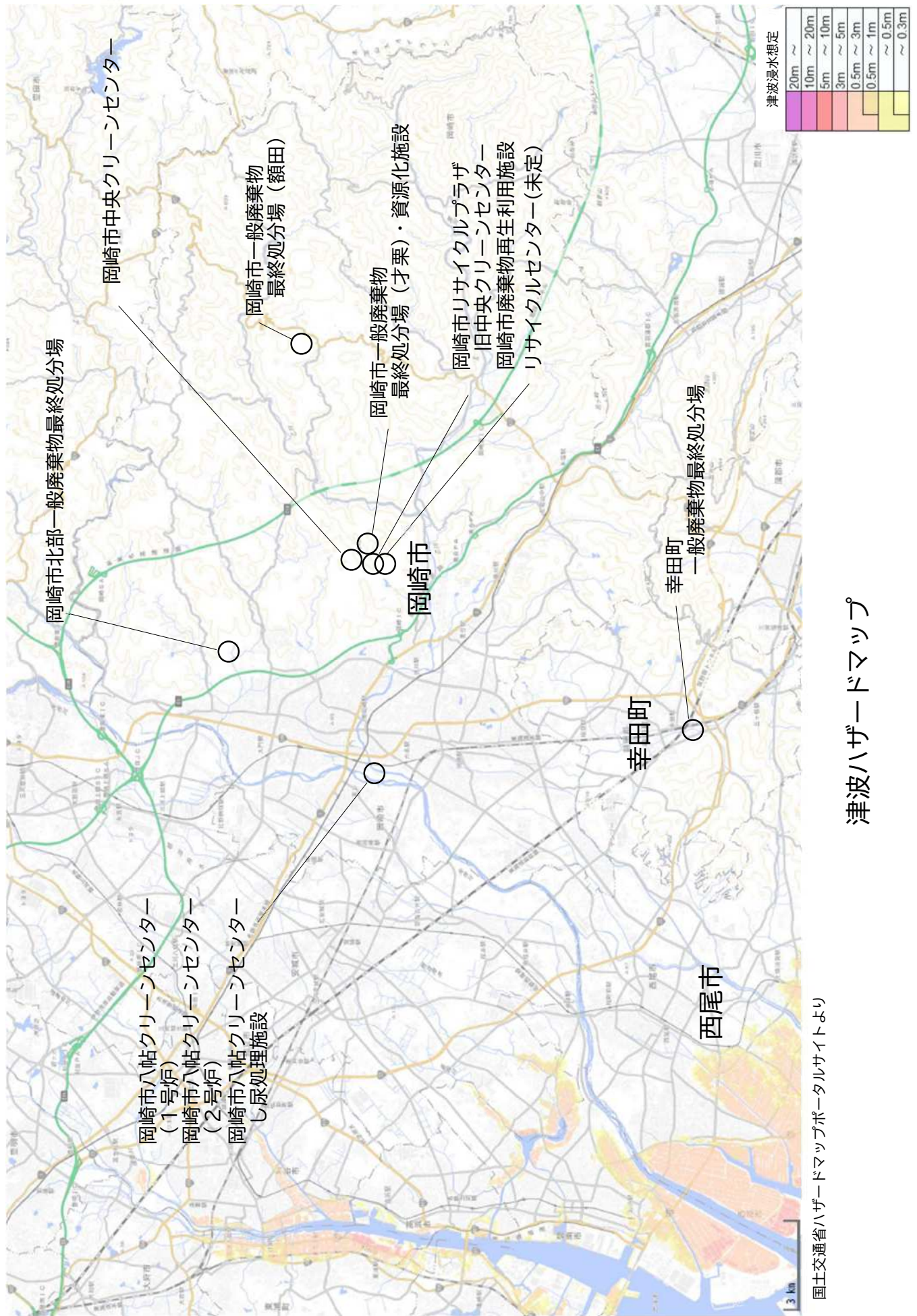


国土交通省ハザードマップポータルサイトより

急傾斜地の崩壊 (黄は警戒区域、 赤は特別警戒区域)	指定済	指定予定	特別警戒区域	警戒区域
土石流 (黄は警戒区域、 赤は特別警戒区域)	指定済	指定予定	特別警戒区域	警戒区域
地すべり (黄は警戒区域、 赤は特別警戒区域)	指定済	指定予定	特別警戒区域	警戒区域

土砂災害ハザードマップ

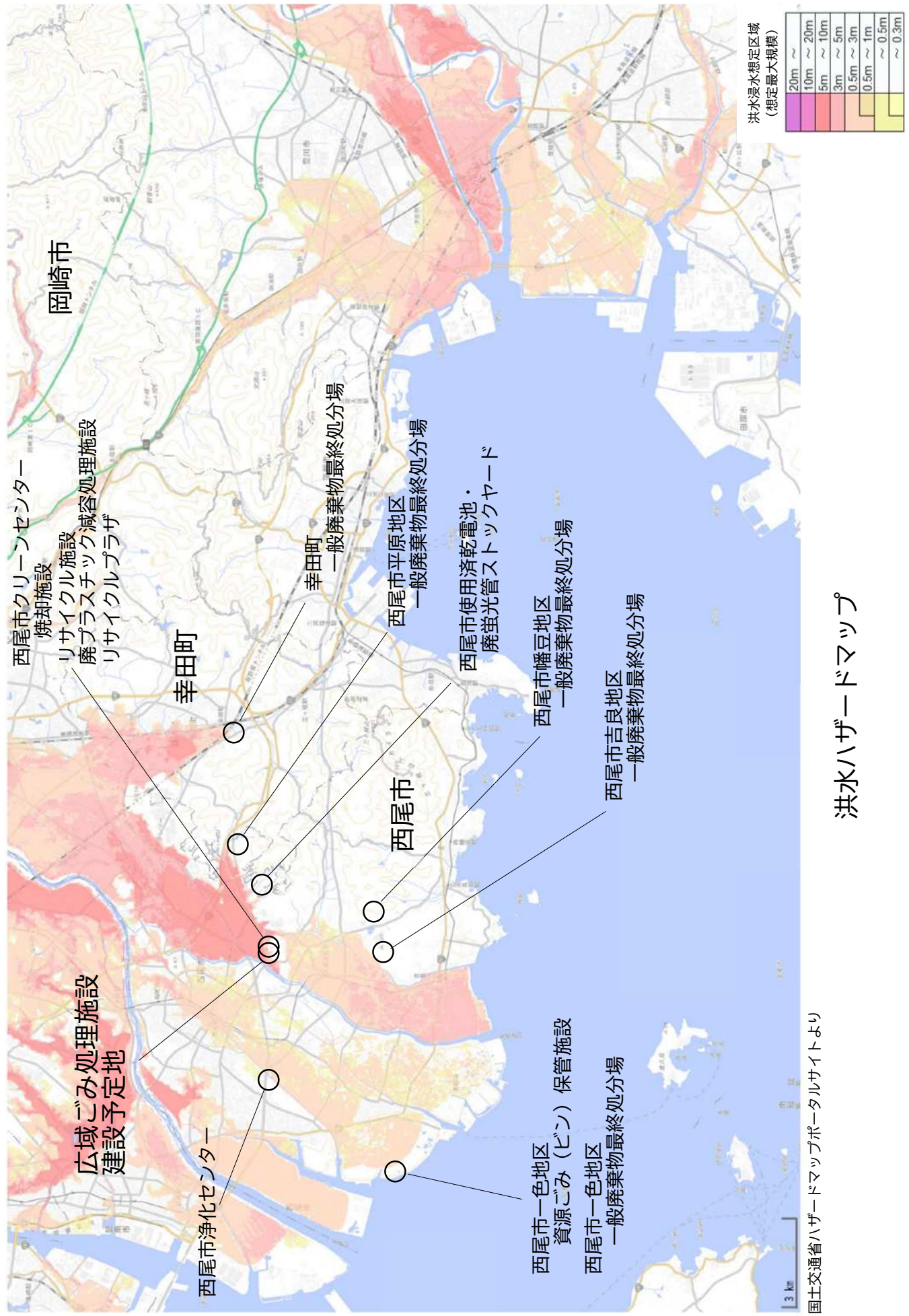
岡崎西尾地域北部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

津波ハザードマップ

岡崎西尾地域南部



洪水ハザードマップ

岡崎西尾地域南部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

土砂災害ハザードマップ

岡崎西尾地域南部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

津波ハザードマップ

(4) 国土強靱化地域計画  
岡崎市地域強靱化計画抜粋

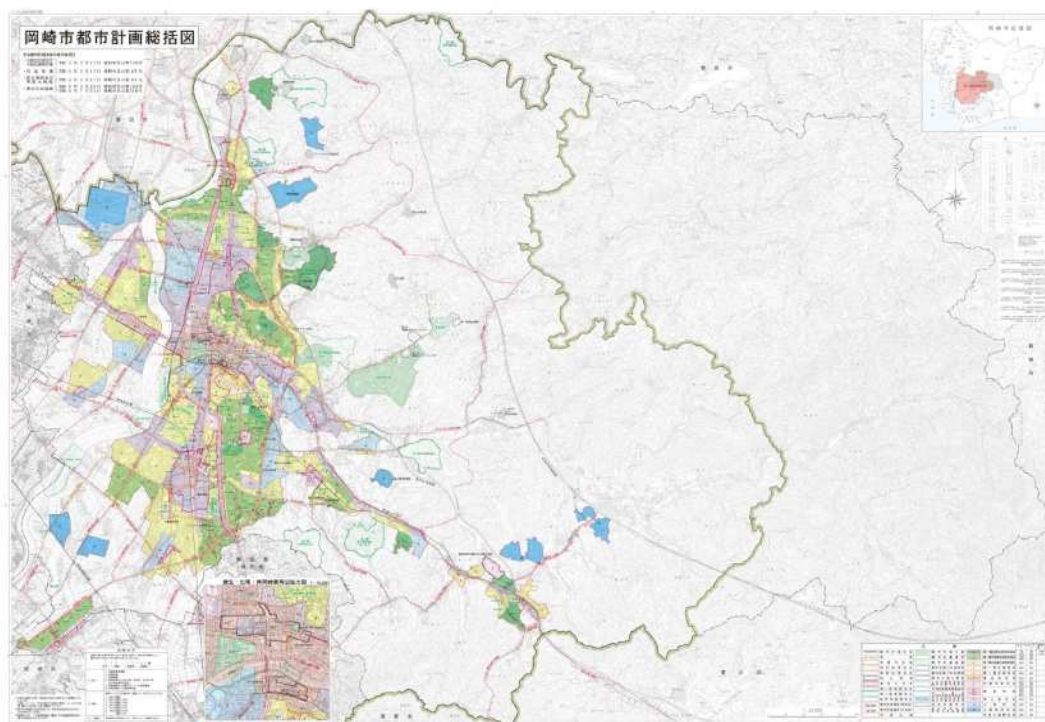
# 岡崎市地域強靱化計画

令和7年4月修正

岡崎市

## 2. 1. 5 土地利用の現状

本市の土地利用の区域は、都市計画区域のうち、市街化区域 59.56 km<sup>2</sup>、市街化調整区域 201.23 km<sup>2</sup>、都市計画区域外 126.41 km<sup>2</sup>、の3つの区分に分けられている。東名高速道路を挟んで西側は市街地、農地、東側は森林が広がる土地利用となり、市街化区域内は、都市的土地利用が約9割を占める。



(岡崎市作成「岡崎市都市計画総括図」)

## 2. 1. 6 市有建築物（ハコモノ）の老朽化対策

### (1) 年度別建設状況

#### A 全体

昭和46年度以降、多くのハコモノが建設され、築50年で建替とした場合、令和3年度以降、順次施設更新時期を迎える。

#### B 昭和46年度～平成3年度

この約20年間で、現有施設の半分以上である約71万m<sup>2</sup>が建設されている。築50年で建替とした場合、令和3年度～令和23年度に集中して大きな財政負担がかかる。

#### C 平成4年度～平成18年度

一部の年度を除くと、それ以前に比べて若干低い水準となっている。

#### D 平成19年度～現在（令和3年度）

一部の年度で大規模施設が建設され、年度ごとの多寡が著しい。

(大規模施設：市役所東庁舎新築、げんき館新築、図書館移転新築、動物総合センター新築、中央クリーンセンター移転新築、翔南中学校新築、市民病院西棟新築)

【ハコモノの年度別建設状況（延床面積）】



(「岡崎市公共施設等総合管理計画 (R3)」より)

## (2) 類型別状況

### <保有状況>

全体では、市民利用施設が81.3%、行政施設が9.7%となっており、なかでも学校や市営住宅をはじめとする行政として必需性の高い施設が多くを占める。

- ・小中学校施設等の「学校教育系施設」…38.0%
- ・市営住宅等の「住宅系施設」…14.0%
- ・図書館交流プラザや市民センター等の市民文化・社会教育施設…10.3%

### <老朽化状況>

一般的に劣化が急激に進むとされる築30年以上の建築物の割合は、全体では57%で、5割を超えている。

- ・保有割合が最も多い「学校教育系施設」では76%に達している。
- ・保有割合が次に多い「住宅系施設」では63%に達している。

**(倒木等による被害拡大の防止)**

○中山間地において沿道樹木が暴風等による倒木を原因とした長期停電や通行車両への被害を防止するため、事前の沿道樹木の伐採や倒木の除去を進めるため、電力事業者や森林組合及びNPO、テクニカルボランティア等との協定の締結を進め連携を強化する必要がある。

**(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)**

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

**(農地・農林等の荒廃の防止)**

○農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、保全機能を適切に発揮させる必要がある。

**目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(災害廃棄物の仮置場の確保)**

○発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進するとともに、仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

**(災害廃棄物処理計画の策定等)**

○平成30年3月に策定した「岡崎市災害廃棄物処理計画」に基づき、事前の自治体・民間事業者等との支援協力体制の構築と発災直後の災害廃棄物処理の実効性を担保するため、教育・訓練の実施を通じ災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。

**(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)**

○老朽化したごみ焼却施設や埋立容量に応じた最終処分場の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。

**(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)**

○PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、回収・処理計画の策定を促進し、事業者へ

の指導や周知を図る必要がある。

**(災害廃棄物輸送体制の構築)**

○災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

**(連携による災害廃棄物の撤去)**

○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

**(住宅・建築物の耐震化の促進等)**

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する必要がある。

**8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態**

**(復旧・復興を担う人材等の育成等)**

- 地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取組を推進する必要がある。
- 被災市民のニーズを把握し、的確な復旧・復興を図るため、市と災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時の緊密な連携に資する必要がある。

**(地方行政機関等の機能低下の回避)**

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。

**(事前復旧・復興体制の構築)**

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。



(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
① 災害廃棄物の仮置場の確保の推進	○発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。
② 災害廃棄物処理計画の充実等	○「災害廃棄物処理計画」に基づき、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
③ ごみ焼却施設の災害対応力の強化等	○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。 ○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。 ○処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。
④ 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。
⑤ 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携	○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、ボランティア支援本部を運営する本市、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。
⑥ 住宅・建築物の耐震化の促進等	○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
災害ごみ仮置場候補地	12.93ha	45.95ha	1
耐震診断・耐震改修の実施率	77.0%(2019年3月)	95%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	災害廃棄物処理計画	ごみ減量課	①,②
2	耐震診断・耐震改修の実施	愛知県建築課	⑥

